

## Di.uによるインターネット・オークシヨントラブルについて

### 1 説明会開催までの経緯

2006.2月末に、NPO消費者ネット関西のHPを見たDi.uオークシヨンの落札者から架電があり、「大阪の事業者Di.uがネットオークシヨンを通じて出品していた商品が届かない事態が多発しているので何らかの対応ができないか」とのお問い合わせでした。また、ネット上の呼びかけにて既に「被害者の会」ができているが思うように結集できないとのことでした。

商品が届かない落札者どうしのネット上でのやり取りでは正確で安心できる情報交換が困難な様子であったことから、第三者が説明会を開催することで商品未納の落札者の方々にとって、情報交換と今後の対策検討のための足がかりになると考えました。また、落札者の方が全国におられるため、説明会に出席できない方も多くおられることが予想されましたので、説明会の内容やその後の動きについてインターネットを活用して迅速に情報提供されることが必要と考えました。

以上のような観点から、インターネットを活用した情報提供はKC'sのHPにて行うことにし、NPO消費者支援機関西（KC's）とNPO消費者ネット関西の共催で2006年4月16日に大阪市内で「Di.uトラブル説明会」を開催し、13組15名の方にご参加いただきました。

### 2 説明会の意義

説明会でご説明・ご紹介したのは以下の3点です。

- ①皆様から両NPOに寄せられた情報の集約結果の報告
- ②商品未納の落札者の方々の今後の対策について
- ③KC'sの今後の対応

説明会が、トラブルにあわれた方々にとって、お互いの顔を見ながら安心して情報交換をして頂くきっかけの場となること、また、自身が今後取られるべき対応を考える一助になることができればと思い開催しました。

説明会では、開催の趣旨・目的、寄せられたトラブル状況の報告、今後の対応について説明させていただき、質疑応答、出席者間の情報交換を行いました。また、協力要請をうけていただいた弁護士に、注文者の代理人としてさらに調査を進めていただくため、多くの参加者から調査の委任をしていただきました。

NPO消費者支援機構関西（KC's）は、その後検討グループを立ち上げて、Di.uのトラブル事例をもとに、インターネット・オークシヨンの仕組みを検討して同種被害を防止するためあるべきインターネット・オークシヨンの姿を検討していくことにしました。

また、KC'sでは、この後も、説明会の内容を初め、説明会参加者からの調査依頼を受けていただいた弁護士による調査状況などをHP上でご提供していただきました。Di.uから商品の納品が受けられないというトラブルにあっておられる方々に、判断の一助としていただければと考えたからです。

### 3 説明会当日の資料より

#### (1) 当時寄せられた情報

有限会社Di.u（あるいは有限会社Di.u International）は、yahooオークションを通じて宝石類を出品していた事業者であるが、両NPOに寄せられた情報によると最も早い例で平成16年12月の落札分の商品が未だに納品されておらず、特に同年4月以降の落札分において商品未納例が多発している。これまでに両NPOに寄せられた情報だけでも商品未納例は、50名、入金額（送料等を含む）にして総額1300万円以上にのぼっている。

Di.uは主として受注後に制作にかかる形態で出品していたため納品は出品時から2か月あるいは3か月後と説明されていたようであるが、中には現品として出品し納期が20日程度と説明されていたものもあった模様である。いずれにおいても大幅に納期を超えて現在も商品未納の例が存在する。

Di.uは遅くとも平成14年6月頃には既にオークション出品していたようであり、当初はいわゆるショップではなく個人出品であった模様。現在未納の商品がある落札者の中にも、従前の取引では納品があり、かつ納品された商品の質は良かったとの報告例がある。平成16年末あるいは17年初め頃までは、連絡不備等はあっても納品がなされていたようである。

yahooオークションでのDi.uの登録は、平成17年11月頃まで「Di.u Japan（有限会社ミラクル・コマース） 代表者 白熊禎彦氏 本店住所：千葉県木更津市」であったが、平成17年11月12日に落札者らに一斉送信されたメールにて「この度、Di.u Co.,Ltd(HK)は有限会社ミラクルコマースと代理店契約を解除するに至りました。・・・ヤフーオークションID Diuinternationalの商品につきましてはDi.u Co.,Ltd(HK) および直轄の有限会社Di.u Internationalが責任を持って対応させていただきます。」との連絡があった。

なお、商業登記簿謄本によると、有限会社ミラクル・コマースは千葉県木更津市所在で平成17年4月18日付にて有限会社Di.uに商号変更しており、有限会社Di.u Internationalは代表者芥川由香氏、大阪府泉佐野市所在で平成17年9月8日付で有限会社EOMA JAPANから社名変更している。

Di.uの所在は、過去に広島県、愛知県等にあった時期もある。担当者の名前はいくつか挙がっているが、落札代金の振込先口座は芥川由香氏名義であり、また納期の問い合わせ等でDi.uと電話で話したことがある方のうち多くの方が木下政利氏と話している。なお、平成17年12月頃から随時Di.uの代理人生口隆久弁護士（大阪弁護士会所属）から、事後は同弁護士が連絡窓口になる旨の通知がなされている模様である。

平成17年12月以降、Di.uからは、返金希望者には平成18年1月20日から順次返金手続を進めていくとの連絡があったが、ごく一部の返金が行われたのみで現在は返金

は滞っている。また最近商品が納品されたとの情報はない。

本説明会開催が決まったことと相前後して、Di.uから一部の落札者に対して、掲示板等の影響でキャンセルが相次ぎその対応に追われているため納品が遅れているが、4月中には納品できる見込みである旨の連絡がなされている模様である。

## (2)商品未納落札者の今後の対応について

### 【民事的対応】

関係者=Di.u Co.,Ltd(HK)、(有) Di.u International、diuinternationalこと芥川氏、木下氏、(有) ミラクルコマース、白熊氏

オークション取引においては、基本的に、出品者の取引IDの内容により、取引相手方が決まる。その者は当然に引き渡し義務を負い、引き渡しができなければ債務不履行に基づく損害賠償義務を負う。

ただ、代表者の責任、使用者責任、直接の当事者の不法行為等の構成によりその他の者にも責任追及できる場合がある。本件ではこのあたりはまだ未解明。

### 【刑事的対応】

詐欺罪の可能性が考えられるが、これについても一層の調査が必要である。

### 【今後の方針】

協力要請済みの弁護士らにおいて、Di.uの実体解明を進め、責任追及とそれによる被害者の救済の可能性を探るための調査を進める。

## (3)KC'sの今後の対応

KC'sは、現在国会にて法案審議中の新しい制度である消費者団体訴訟制度の担い手となることを目指して設立されたNPOです。現在は、さまざまな消費者問題について調査・研究を進めて事業者に対し、必要な改善措置等を申し入れる活動を進めています。

本件は、インターネット・オークションの制度を通じて生じたトラブルであることから、このようなトラブルの再発を防ぐために、現在のインターネット・オークションの制度に改善すべき点がないか等を検討する予定です。

この度のトラブルに関する情報をKC'sの上記活動のための情報として活用させて頂きたいと考えております。

KC'sのHPでは、説明会の内容を初め、弁護士による調査状況なども可能な範囲で連絡頂き皆様にご提供していく予定です。

## 4. 2006年7月7日 Yahoo!オークションが補償制度の規定を一部拡張して補償に応じるとの情報をメールで連絡いただいた方へ情報提供

Di.u 被害者各位

Di.uのオークション取引被害について、Yahoo!オークションが、同社の補償制度の規定を一部拡張して補償に応じるとの情報があります。原則として落札価格全額（但し50万円を上限とし、送料等は含まれない）の補償に応じる、という内容のようです。

KC'sからYahooオークションに問い合わせたところ、被害者からの個別申し出に対し、規定に基づいて対応しているので、被害者ご本人から直接申し出てもらいたいとのことでした。

以上の情報をご報告申し上げるとともに、まずは、直接yahoo!オークションカスタマーサービスにお問い合わせされることをお勧めします。

なお、yahoo!オークションカスタマーサービスにお問い合わせされた場合、できましたらその結果等についてKC'sにもご報告頂ければ幸いです。

消費者支援機構関西（KC's）事務局

## **5. 2006年7月13日Di.u International及び芥川由香氏の破産申立に関する情報提供**

有限会社Di.u International及び芥川由香氏の破産申立について、以下のとおりご報告申し上げます。

Di.u International及び芥川由香氏が大阪地方裁判所に破産申立をしたことについては、既に、両名の申立代理人弁護士から連絡を受けた方もおられると存じますが、私どもでは、7月11日に、Di.uトラブル説明会を開いたNPOとして申立代理人葛井重直弁護士にお会いして、お話を聞いて参りましたので、その概要を以下のとおりご報告いたします。

### **【聴取内容の概要】**

破産債権者は約480名で債務総額は約9500万円、債権者の大多数はインターネット・オークションの顧客であって、債務額の8割ないし8.5割がこれらの顧客に対する負債であるとのことでした。

申立代理人からは既に、芥川氏において把握している債権者460余名に対して破産申立をした旨のご連絡文書を発送したとのことでした。

なお、オークション取引以外にご自分の宝石等を預けていたという事例があることについても申立代理人は了解しておられました。申立代理人は、芥川氏から、預託件数は5件で預かっている宝石類の現品が存在すると聞いているが、現品を直接確認したわけではないとのこ

とでした。

会計帳簿類は不完全であるが、顧客の管理はできているとのことでした。

破綻に至る経緯として、申立代理人は概ね以下のような事情を芥川氏から聴取し、申立書においても同様の説明をしておられるとのことでした。すなわち、

- ・平成14年5月ころ、木下氏の発案でYahooオークションでの宝石のオーダー販売を始めた。

- ・オークション対応・メール対応等は芥川氏が担当し、代金は芥川氏個人口座への振込で受領し、芥川氏は日本側の経費として5パーセント程度を控除した残金を香港に送金していた。香港では原石の購入や外注の交渉を木下氏が担当していた。

- ・平成17年3月ころまではほぼ順調に推移していたが、芥川氏の妊娠を機に仕事をへらさざるをえなくなった。同じころ顧客の一人から代理店をしたいとの申し出があったため、同人の率いるミラクルコマースと代理店契約を締結した。ところが、この代理店の業務が円滑に進まず4月ころから連絡も取れなくなった。このため少しづつ客への納品が遅れるようになった。

- ・平成17年4月ころに大口のオーダーを受注し生産したが、キャンセルとなり在庫を抱えることになった。

- ・平成17年夏ころにダイヤ原石やプラチナ、金が値上がりし、香港法人の資金繰りが悪化して生産効率が下がりはじめた。このことがさらに商品の供給が遅らせた。

- ・平成17年9月にヤフーの勧めもあって法人（有限会社Di.u International）を設立した。

- ・平成17年11月に、納品が遅れている客が増え始めたため一部の客からクレームが出て信用を失っていくとともに、キャンセルが増え始めた。

- ・トラブルを避けるためキャンセルに応じて返金することが増え、返金金額は2000万円にのぼった。

- ・ヤフーからは最終的にオークションへの出品停止処分を受けた。

- ・香港法人は資金繰りが悪化していたところに顧客への返金のために新たな仕入れが困難になり、従業員の解雇等がさけられなくなり操業ができなくなった。

- ・商品生産ができないために更にクレームが強まった。しかし十分な返金を続ける資力もないため全債権者に対して公平な解決をするため破産申立にいたった。

- ・シンセンの工場には宝石の在庫があるが、香港法人、Di.u International、芥川氏のいずれに所有権が認められるかという問題がある。

破産手続開始（破産宣告）予定日、破産管財人は未定で、現時点ではいつ頃になるかも不明とのことでした。

## 【アドバイス】

1 代金を払ったのに商品が届いていない方で、未だ破産申立代理人からの書面を受け取っ

ていないという方がおられましたら、下記のいずれかに連絡をとり、自らも債権者であることとその債権額を申し出られることをお勧めします。

申立代理人問合せ先

担当：弁護士 奥山泰行

大阪市浪速区元町1丁目5番7号ナンバプラザビル8階802号

電話：06-6633-5777

2 破産手続開始決定までは、連絡先は申立代理人となります。手続開始決定後は破産管財人が破産者の財産を確保して換金し、債権者への返済の原資を作る作業をします。破産管財人の作業の結果、債権者に配当できるだけの原資が確保できると破産債権者に基本的には応分の配当がなされます。

3 自己の物を預けている方については、その物が自己の物であることを管財人に説明して預けてある物自体を取り戻すことができます。お心当たりの方は、早期に申立代理人及び破産管財人にご連絡されることをお勧めします。

4 現在までにNPO消費者ネット関西又はNPO消費者支援機構関西(KC's)に情報提供いただいております被害者数は約70名、被害総額は約1900万円です。NPOに情報提供いただいた方々の少なくとも数倍の被害があるものと考えられます。

5 上記の「破綻に至る経緯」は、あくまでも芥川氏の主張内容です。もし、皆様の認識と重要な点で食い違っている、という場合には、破産手続開始決定までは大阪地方裁判所に手続開始後は破産管財人にその旨連絡されることをお勧めします。

## **6. 読売新聞2006年 8月18日の報道**

ヤフオク登録会社破産、被害者に異例の全額補償

国内最大のインターネット競売サイトを運営する「ヤフー」(東京)は、サイト上に登録していた宝飾品販売会社が破産を申し立てたために商品を受け取れず、返金も受けられなくなった落札者全員に対し、金銭救済を図ることを決めた。

同社が把握しているのは約300件、総額約2000万円だが、破産申し立て代理人によると、約450件、約9000万円に上る。全件、全額対象の補償は異例。

破産を申し立てたのは、大阪府内の有限会社と女性代表(36)で、負債総額は約9500万円。

ヤフーなどによると、代表は2002年からオークションに個人出品。「香港直輸入」と宣伝し、落札者から送金を受け、指輪やブレスレットなどを郵送する受注販売で人気を集めた。